

特別仕様書

工事名 R5、7月災 林道間谷線災害復旧工事
施工箇所 富山県南砺市 和泉 地内
設計内容 別冊設計書のとおり
工期 契約日の翌日から令和6年7月26日まで

第1条 一般

この特別仕様書は、本工事の仕様書として「富山県農林水産部土木工事共通仕様書（令和3年8月改訂）」（以下「共通仕様書」という。）によるものとし、共通仕様書第1-1-2-6の規定により、当該工事に必要な事項について定めるものとする。

第2条 施工計画等

- 本工事は、通常的时间帯で施工するものとするが、それによらない場合は監督員と協議するものとする。
- 共通仕様書1-1-30の規定による履行報告書を毎月5日までに監督員に提出するものとする。
- 工事着手前に共通仕様書1-1-5の規定による施工計画書を監督員に提出し、監督員の承諾を得なければならない。

第3条 安全管理

工事期間中は、労働安全衛生法等関係諸法規に基づき、安全確保とあわせて工事の円滑なる推進に努めなければならない。また、工事の安全管理について監督員と綿密に連絡をとりあい、ツキノワグマやスズメバチ等の野生生物による人身事故防止についても配慮を行うこと。

第4条 工事材料の確認

- 本工事で使用する工事材料等（アスファルト合材を除く）は、使用前に見本、カタログ、試験成績書等を監督員に提出し、承諾を受けなければならない。また、主要材料については、監督員の段階確認を受けて使用するものとする。
- コンクリート2次製品について、富山県コンクリート製品協会の認定製品を使用する場合には、製品図のみ使用資材届に添付し、提出するものとする。（試験成績表の提出を不要とする。）ただし、監督員が試験成績表の提出を必要と判断した場合は提出すること。
- 木製品（県産材）については、富山県森林組合連合会が発行する公共土木用県産材製品証明書の写真等を監督員に提出するものとする。

第5条 地場産品の優先使用

本工事に使用する資材等は、品質が水準以上であり、かつ価格が適正である場合には県内地場産品を優先使用するものとする。

第6条 コンクリート配合

1. 本工事で使用するコンクリートの配合諸元は次のとおりとする。

呼び強度 (NN/mm ²)	スランプ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	セメント の種類	W/C (%)	使用目的
18	8	25	B・B	60	Co天端コンクリート

2. 日平均気温が4℃以下になることが予想される場合は、普通ポルトランドセメントを使用するものとする。

第7条 コンクリートの水セメント比

コンクリートの水セメント比は、第6条コンクリート配合を遵守すること。指定した呼び強度に対して、水セメント比が確保できない場合は、上位規格を用いるものとする。

第8条 型枠工

1. コンクリート型枠等の資材として合板を使用する場合は、国産材合板型枠（JAS 認定製品）を使用しなければならない。また、使用する場合は国産材合板型枠であることの確認を受けるとともに、監督員が求める場合は、国産材を活用したことがわかる資料や書類等を提出すること。
2. 国産材合板型枠の調達が困難な場合等で、代替製品を利用する場合は、事前に監督員の承諾を得なければならない。また、富山県グリーン購入特定調達品目である合板型枠を積極的に使用するものとする。

第9条 施工管理

施工管理は「富山県土木工事施工管理基準」に基づくが、不可視部分となるところは、特に監督員立会いのもとに写真管理を行うこと。工程管理図、品質管理図、出来高管理図を提出すること。なお、実施時期を施工計画書の記載事項として「(2) 実施工程表」に含め監督員に提出するものとする。

第10条 施工機械

排出ガス対策型建設機械を使用する場合は、施工計画書（富山県農林水産部土木工事等共通仕様書1-1-5（4）主要機械）の中で、①機種、②メーカー名、③型式、④台数等を記載するものとする。また、「指定ラベル」が確認できる工事写真を提出するものとする。

第11条 建設発生土

掘削等により発生する建設発生土は、南砺市岩武新地内の「公共残土処理場」にて処理するものとする。

第12条 産業廃棄物の適正処分

1. 本工事から発生する産業廃棄物の処分は、その費用も含め元請業者自らの責任において適正に処理しなければならない。
2. 根株等の処理については、工事現場内における林地への自然還元として利用すること。その際、根株等が雨水により下流へ流出する恐れがないよう、安定した状態になるように十分留意の上、処置すること。

第13条 建設業退職金共済制度

1. 原則として本制度に加入し、工事契約締結後1ヶ月以内に掛金収納書を監督員に提出するものとする。なお、期限内に収納書を提出できない場合は、その理由と共済証紙の購入予定時期をあらかじめ書面により届出るものとする。
2. 契約額の増額変更等、工事途中に共済証紙を追加購入したときは、工事完成届に収納証紙を貼り、監督員に提出するものとする。
3. 下請業者が雇用する対象労働者の共済証紙も併せて購入し、現物交付するものとする。なお、下請代金中に掛金相当額が含まれている場合はこの限りではない。
4. 別に定める退職金制度に加入している場合等には、上記1から3の定めは適用しないものとする。ただし、あらかじめ退職金制度届出書を監督員に提出するものとする。

第14条 過積載防止対策

道路交通法及び道路法を遵守するとともに、過積載防止対策を施工計画書の記載事項として「(9)交通管理」に含め、監督員に提出するものとする。

第15条 公共事業労務費に対する協力

1. 本工事が発注者（以下甲という。）の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、受注者（以下乙という。）は調査票等に必要事項を正確に記入し甲に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても同様とする。
2. 調査表等を提出した事業所を甲が事後に訪問して行う調査、指導の対象となった場合、乙はその実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても同様とする。
3. 公共事業労務費調査の対象となった場合に正確な調査表等の提出が行えるよう、乙は労働基準法等に従って就業規則を作成するとともに、賃金台帳の調整、保存及び現場労働者の賃金時間管理等の一層の徹底をはかること。
4. この工事の一部において下請け契約を締結する場合には、乙は当該下請け工事の受注者(当該下請け工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む)が前3項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

第16条 再生資源

1. 「再生資源利用促進法」により作成が義務づけられている「再生資源利用計画書」、「再生資源利用促進計画書」を作成し、当該建設工事完成后、1年間保存するとともに、その写しを施工計画書もしくは工程表と共に監督員へ提出しなければならない。
2. 「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」は工事完成届と共に提出するものとする。

第17条 暴力団関係者から不当な介入を受けた場合の措置

受注者は、本工事を施工するにあたり、暴力団関係者から不当な介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当な介入があった時点で速やかにその旨を監督員に報告するとともに、警察に届け出なければならない。また、下請業者に対しては、暴力団関係者から不当な介入を受けた場合には、速やかにその旨を報告するよう指導し、下請業者から報告を受けた受注者は、速やかにその旨を監督員に報告するとともに、警察に届け出なければならない。

第18条 工事特性

当該工事が、「工事特性」「創意工夫」「社会性」に該当すると思われる場合には、所定の用紙(富山県請負工事成績評定要領第4-7に定める別紙-6等)で実施状況について提出できるものとする。なお、報告書は実施後速やかに提出するものとする。

第19条 現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間

1. 次のいずれかに該当し、かつ発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、工事現場における常駐を要しない期間として取り扱うものとする。
 - ①契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
 - ②工事の全部の施工を一時中止している期間
 - ③橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工事製作を含む工事であって工場製作のみが行われる期間
 - ④上記に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間
2. 前項の期間を確認する必要がある場合は、書面によることとする。

第20条 現場代理人兼務要件の緩和

本工事における現場代理人の別工事との兼務について、兼務できる工事の件数は、3件まで（災害復旧工事以外の工事は、他の発注機関の工事も含め2件まで）とする。

第21条 熱中症対策に資する現場管理費補正の試行

1. 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費補正の試行対象工事であり、熱中症対策に資する現場管理費補正を希望する場合は、受注者は施工計画書に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載するものとする。
2. 計測方法は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温または環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。ただし、これによりがたい場合は、施工現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いるものとし、計測に要する費用は受注者の負担とする。
3. 対象期間は工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。
4. 施工計画書に基づき提出された計測結果をもとに対象期間内の真夏日率に補正係数を乗じて補正值を算出し、現場管理費率に加算するものとする。なお、真夏日とは日最高気温が30度以上の日をいい、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。

真夏日率 = 工期期間中の真夏日 ÷ 工期 補正值 (%) = 真夏日率 × 1.2 現場管理費 = 対象純工事費 × ((現場管理費率 × 補正係数) + 補正值)

第22条 週休2日制モデル工事

1. 本工事は、週休2日制の普及・実現に向けたモデル工事であり、週休2日に取り組むこととする。
2. モデル工事の実施にあたっては、「週休2日制モデル工事」試行要領（令和5年4月南砺市）に基づくものとする。この試行要領は、南砺市ホームページの『「週休2日制モデル工事」についてのお知らせ』から入手できる。

(<https://www.city.nanto.toyama.jp/cms-sypher/www/info/detail.jsp?id=24713>)

第23条 請負代金内訳書の提出について

受注者は、請負代金内訳書を作成し、工事請負契約締結後7日以内に発注者に提出すること。

第24条 工事書類の簡素化の試行について

1. 本工事は、工事書類の簡素化を目的とした試行対象工事である。
2. 南砺市土木工事請負契約に係る主要書類一覧表(令和5年4月)に基づき実施するものとする。
3. これらに定められていない場合は監督員と協議するものとする。

第25条 定めなき事項

この仕様書に定めがない事項について疑義が生じた場合は、その都度監督員と協議するものとする。